

占用許可申請のしおり

～ 突出看板・平板看板 ～

◆道路占用許可申請について

- 突出看板等が練馬区の管理する道路にはみ出る場合、事前に練馬区の道路占用許可および警察の道路使用許可を受けなければなりません。
- 自家用の広告物で、出幅等が練馬区の許可基準を満たす物件に限ります。また、東京都屋外広告物条例の基準を満たす必要があります。
- 屋外広告物の設置許可申請が必要な場合があります。
- 規定の占用料が発生します。(占用面積が2㎡以下のものは占用料が免除される規定があります)
- 道路占用許可を申請するには道路使用許可申請書も必要になります。道路使用の許可についてのお問い合わせは、3ページに記載の所轄警察署へお願いします。
- 申請にあたっては、該当する道路が練馬区の管理する道路であるかどうかご確認ください。
- 都道の場合は東京都第四建設事務(03-5978-1710)で、国道の場合は東京国道事務所万世橋派出所(03-3253-8361)で申請をしてください。

道路占用料算出方法

※計算後、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

道路占用料 = ①占用面積(㎡) × ②単価(円/㎡・年) × ③占用期間(月) / 12か月

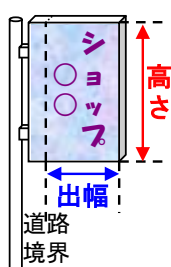
※それぞれの項目は以下の①～③により算定します。

① 占用面積(㎡)の計算

※計算後、小数点以下を切り上げます。例:2.2㎡⇒ 3㎡

下記以外の形状の看板の場合は、お問い合わせください。

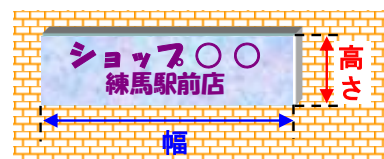
◆ 突出看板・ポール看板



- 片面の場合
道路境界からの出幅(m)
× 表示面の高さ(m)
- 両面の場合
道路境界からの出幅(m)
× 表示面の高さ(m) × 1.5

※両面の看板は片面を半分で計算します。

◆ 平板看板



表示面の幅(m)
× 表示面の高さ(m)

② 単価について

1㎡あたり年額 16,000円(ただし道路占用料減免申請書を提出した場合)

本来年額 24,600円/㎡ (2ページに減額・免除の説明があります) 令和7年4月1日現在の単価

③ 占用期間について

- 年度の途中から占用を開始する場合は、【占用月数 / 12か月】で月割計算をします。ただし、占用期間が1か月に満たない場合は、占用料は1か月分になります。

【例】 占用期間が2月28日～3月31日の場合、占用料は2か月分発生します。

2月28日	3月28日
1か月分	1か月分
3月27日	3月31日

※新規の申請の場合、初年度に当該年度分の占用料を納めてください。翌年度分からは毎年4月に請求します。

翌年度以降の占用料は1年分の請求となりますが、納入された占用料はお返できません。そのため、年度の途中で占用物件の撤去が予定されている場合には、その年度の占用料をお支払する前にご相談ください。

占用の許可期間

占用許可の期間は5年以内となりますが、更新も可能です。

※占用期間が満了する前に更新のご案内をお送りします。

道路占用料の減額・免除について

◆ 占用料の減額について

- 「道路占用料減免申請書」を提出すると占用料が減額されます。
本来金額 24,600円 ⇒ 16,000円 (1㎡あたりの年額)

◆ 占用料の免除について

- 占用面積が2㎡以下の場合、「道路占用料減免申請書」を提出すると占用料が免除されます。

- 「道路占用料減免申請書」は練馬区ホームページよりダウンロードできます。
道路占用許可の申請時に添付してください。

設置基準

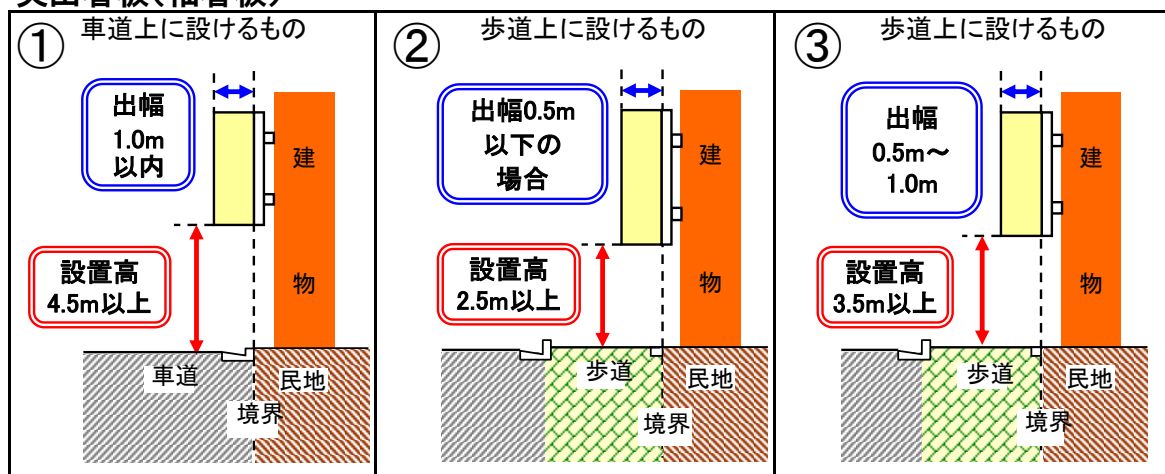
- いずれの看板も道路占用が認められる数は1営業所あたり2個以内です。

	最大出幅	看板最下部と路面との距離(設置高)
突出看板・ポール看板	1m以内	車道上では4.5m以上開ける【下図①】
		歩道上で出幅が0.5m以下の場合 2.5m以上開ける【下図②】
		歩道上で出幅が0.5mを超える場合 3.5m以上開ける【下図③】
		ポール看板の柱は民地内に設ける。盤面は回転しないもの【下図④】
平板看板	0.3m以内	車道上では4.5m以上開ける【下図⑤】
		歩道上では2.5m以上開ける【下図⑥】

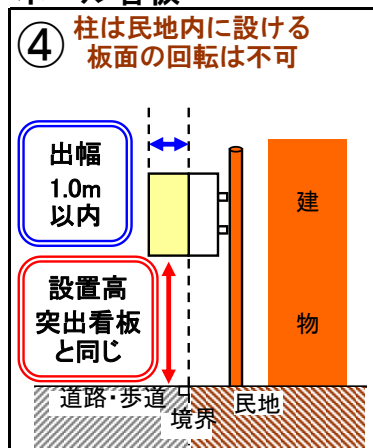
※住居専用地域、風致地区では突出看板は認められていない。

※屋外広告物の高さ基準:突出看板は設置する建物の壁面を越えない。住居、準住居地区では33m以下、それ以外の地区は52m以下。ポール看板は10m以下(商業地域内は13m以下)。その他の規制有り。

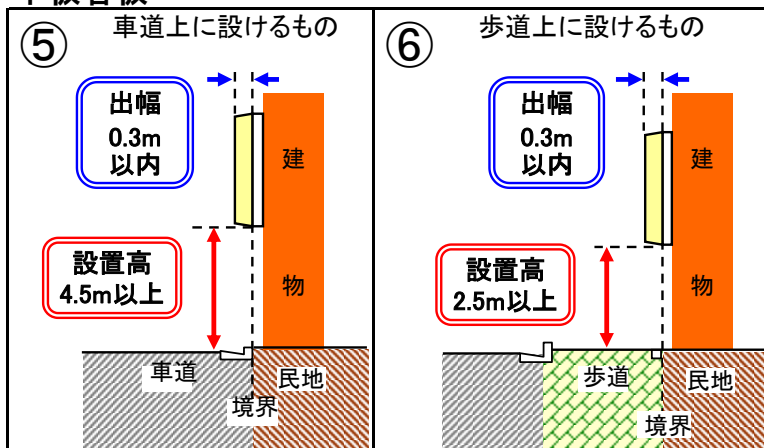
突出看板(袖看板)



ポール看板



平板看板



道路占用許可申請 手続きの流れ

※占用物の設置までに許可がおりるよう、早めの申請手続きをお願いいたします。

1 道路占用係で仮受付の手続きをして、事前審査を受けます。

仮受付
練馬区役所
道路占用係

下記の必要書類をそろえて道路占用係に提出してください。仮受付してお返しします。

《必要書類》

- 道路占用許可申請書 1部 (4枚1セット) ※道路占用料減免申請書 1部
・ 添付書類 2部
- 道路使用許可申請書 2部 (道路占用係で仮受付印を押してお返しします。)
・ 添付書類 2部 ※道路使用許可の添付書類については所轄警察署に確認してください。

※道路占用許可申請書、道路使用許可申請書は練馬区のホームページからダウンロードできます。

添付書類

案内図	占用する場所がわかるもの(地図のコピーやインターネットのものでも可)	各 4部	用紙 サイズ A4 または A3
平面図および断面図	占用する場所の詳細がわかるもので、①道路境界 ②建物の配置 ③看板の寸法 ④道路への出幅 ⑤路面からの高さ を記載してください。		
構造図	①看板の材質 ②構造 ③寸法 を記載してください。		
現況写真	看板の設置場所と道路反対側が入るように撮影してください。 突出看板・平板看板の場合、建物の全体が写っているものを追加してください。		

※添付書類は占用場所や占用物に着色するなど、わかり易く作成してください。

2 仮受付印が押された申請書類すべてを警察に提出して道路使用許可を申請します。

道路使用許可

所轄警察署
交通規制係

警察署の許可は1週間程度かかります。

《必要書類》

- 上記1で仮受付された書類すべて
◆ 警察の許可がおりると、意見欄に署長印が押された道路占用許可申請書が返されます。

■ 所轄警察署 ■

練馬警察署	豊玉北5-2-7	03-3994-0110
旭丘 栄町 桜台 羽沢 練馬 早宮 貫井 中村 中村北 中村南 小竹町 平和台 向山 豊玉上 豊玉北 豊玉中 豊玉南 氷川台 春日町		
石神井警察署	石神井町6-17-26	03-3904-0110
石神井町 下石神井 石神井台 上石神井 上石神井南町 関町東 関町南 関町北 立野町 大泉学園町 大泉町 東大泉 西大泉 西大泉町 南大泉		
光が丘警察署	光が丘2-9-8	03-5998-0110
錦 北町 高松 光が丘 旭町 田柄 谷原 高野台 南田中 三原台 土支田 富士見台		

3 警察の許可が下りたら、道路占用係に道路占用許可を申請します。

本受付(審査)

練馬区役所
道路占用係

道路占用に必要な書類をそろえて申請してください。

《必要書類》

- 道路占用許可申請書 1部(警察署の意見欄に押印済みのもの)
- 添付書類 2部

本受付より審査完了までには1週間程度必要です。

審査終了後に許可書の交付・占用料金額についてご連絡します。

4 道路占用係で納入通知書を受け取り、金融機関で占用料を納付後、許可書の交付を受けます。

料金納付許可書受領
練馬区役所
道路占用係

◆ 占用料の納付忘れを防ぐため、許可書交付前の納付をお願いしています。

※許可書発行前に納付ができない場合にはご相談ください。ただし、占用開始までに間がない場合はこの限りではありません。

- 許可の準備ができたらご連絡します。道路占用係で納入通知書をお受け取りください。
- 納入通知書を金融機関に持参して占用料を納付してください。

※練馬区役所近隣の金融機関のご案内 (営業時間にご注意ください)

■ 練馬区役所 1階 みずほ銀行窓口 9:00~15:00

■ りそな銀行窓口 9:00~17:00 ■ 練馬郵便局窓口 9:00~16:00

- 道路占用係で納付の確認を受けてください。受領印を確認後、許可書を交付します。

申請書の記入例

道路占用許可申請書				① 新規 変更 更新 練土管第 年 月 日	
練馬区長 殿				〒 住所氏名 TEL	
道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。				担当者 TEL	

占用の目的	○○ストア突出看板設置のための占有 ××会社袖看板設置のための占有					③
占用の場所	路線名	一般区道○○-×××号線			②	
	場 所	練馬区豊玉北6丁目12番1号				
⑤ 占用物件	名 称	規 模		数 量		
	突出看板	出幅×高さ×〇面		面積(小数点以下切上げ)		
	袖看板	出幅×高さ×〇面		面積(小数点以下切上げ)		
占用の期間	年 月 日	⑥	日 から 間 日 ま で	占用物件の構造	鉄骨造 ⑧	
工事の期間	年 月 日	⑦	日 から 間 日 ま で	工事实施の方法		
道路の復旧方法				添付書類	案内図、平面図、断面図 ⑨	

備 考

- ① 該当する申請種別に○してください。

新規	新たに占有許可を申請する場合	
更新	現在受けている許可の内容を変更せずに継続する場合	
変更	現在の許可内容を変更する場合 ※変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きで記載してください。	既許可番号および既許可年月日を記入してください

- ② 申請者が法人の場合は、法人の名称と代表者名、また、担当者の氏名と連絡先を記入してください。
- ③『占用の目的』は、できるだけ具体的に記入してください。
- ④『占用の場所』は、住居表示で記入してください。
- ⑤『占用物件』は、占用数量を算定するのに必要となる項目をすべて記入してください。
 - 「名称」は、突出看板、袖看板等記入。道路占用する看板が2基の場合は、別々に上下二段にして記入(記入例参照)してください。
 - 「規模」は、出幅、看板面の高さおよび何面かを記入してください。
 - 「数量」は、両面の場合は片面の面積の1.5倍で算出してください。また、少数点以下切上げになります。
- ⑥『占用期間』は、占用開始日のみ記入してください。
- ⑦ 記入不要です。
- ⑧「鉄骨造」など構造の種類を記入してください。
- ⑨ 添付書類で確認できる場合は【別紙のとおり】と記入してください。

お問い合わせ・申請先 **練馬区 土木部 管理課 道路占用係**
 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
 練馬区道路占用ホームページ ⇒ 練馬区ホームページ右上の検索窓に「占用」と入力して検索

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>
 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
 練馬区役所 本庁舎14階 TEL 03(5984)1956【直通】